

新たな事業活動温暖化対策計画書制度の運用案について

1 計画書制度の見直しの経過

- 令和5年6月～ 県環境審議会に設置した事業活動温暖化対策部会にて、
計画書制度見直しの検討を実施（4回）
- 8月～ 県環境審議会にて、条例の見直しを審議（3回）
- 令和6年2月 第1回県議会定例会に、計画書制度見直しの考え方を報告
- 3月 県環境審議会から知事へ条例の見直しの答申
- 6月 第2回県議会定例会に、条例改正素案を報告
- 8月 県環境審議会にて、新たな計画書制度の運用案を審議
- 10月 第3回県議会定例会にて、条例改正議案議決

2 新たな計画書制度の運用案の概要

(1) 評価の対象

ア 評価対象事業者

- 令和7年度以降に計画書を提出した全ての特定大規模事業者を、評価対象とする。
- 同様に提出した中小規模事業者は、評価を希望することが出来る。

イ 評価対象区域

- 現行制度と同様、原則として横浜市及び川崎市を除く県域とする。

ウ 評価周期

- 毎年度の実績等を、翌年度に評価する。

(2) 評価項目と評価基準の設定

神奈川県地球温暖化対策計画（以下「温対計画」という。）に掲げた中期目標（2030年度までに県内の温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減）及び長期目標（2050年脱炭素社会の実現）の達成を図るため、2つの目標に連動した評価軸と、それに応じた評価項目を設定する。

各評価項目には評価基準を設定し、事業者ごとに絶対評価を行う。

ア 2030年度に向けた中期目標の達成に繋がる取組

(ア) 温室効果ガス排出量の削減

- 温対計画に掲げた中期目標の達成に直接影響する「温室効果ガス排出量の削減」について、次の①及び②の項目に対して、基礎排出量及び調整後排出量それぞれの評価を行う。
 - ① 直近の温室効果ガス排出量削減率（直近3年間の平均）
 - ② 過去からの温室効果ガス排出量削減率（2013年度比）

- また、高い目標を設定した事業者には、評価の際に加点する。
- 評価基準は、温対計画で設定した部門別の削減目標に基づき設定し、その到達度に応じて評価する。

(イ) 省エネルギー対策

- 温室効果ガス排出量の削減に資する重要な取組である「省エネルギー対策」の実施状況として、「エネルギー消費原単位の改善率」（前年度比）について評価する。
- 評価基準は、国の基準に準じて設定し、その達成の有無により評価する（以下同じ。）。

(ウ) 再生可能エネルギーの利用・導入等

- 省エネルギー対策と同様に重要な取組である「再生可能エネルギーの利用・導入」の状況等について、次の①及び②の項目に対して評価する。
 - ① 使用電力量に占める再生可能エネルギー等の割合（産業・業務部門）
 - ② 乗用車における電気自動車及び燃料電池自動車の導入割合、バス・貨物自動車における電気自動車及び燃料電池自動車の導入状況（運輸部門）
- 評価基準は、国の基準等に準じて設定する。

イ 2050年に向けた長期目標の達成に繋がる取組

(ア) 中長期的な温室効果ガスの排出削減に向けた取組

- 温対計画に掲げた長期目標の達成に寄与する中長期的な取組について、次の各項目に対して、評価を行う。
 - ① 2050年までの脱炭素化の表明
 - ② 2050年までの脱炭素化を前提とした中長期計画の策定等
 - ③ SBT等イニシアティブに関する取組
 - ④ サプライチェーン全体での削減の取組
- 評価基準は、取組の実施の有無とする。

(3) 総合評価の実施

ア 総合評価方式の採用

- 各評価項目を総合的に評価し、当該事業者のランクを、S、A、B、C及びDの5段階で判定する「総合評価方式」を採用する。

イ 総合評価の方法

- まず、上記2(2)ア(ア)の「温室効果ガス排出量の削減」の実績等に応じて、3区分にクラス分けをする。その上で、その他の評価項目

の基準達成状況により、最終的な5段階のランクを判定する。

- さらに、評価の透明性及び客観性の向上を図るため、神奈川県地球温暖化対策計画書審査会から意見聴取の上、評価を確定させる。

(4) 評価結果の公表

ア 評価結果の公表の原則

- 総合評価の結果は、全てのランクを県ホームページで公表する。

イ 公表への配慮

- 評価結果公表前に、事業者が「意見を述べる機会」を確保する。
- 緩和措置として、低評価の結果は、2回連続までは公表しない。

(5) 評価結果と連動した支援

ア 高評価の事業者への支援

- かながわ脱炭素大賞による表彰、県によるPR等のインセンティブを付与する。

イ 平均的な評価の事業者への支援

- 評価向上に向けて、情報提供等の課題別支援を実施する。

ウ 低評価の事業者への支援

- ボトムアップに向けて、現地調査等の指導や助言を実施する。

3 今後のスケジュール（予定）

令和6年10～12月頃	規則案及び指針案に対する県民意見募集の実施
12月～令和7年1月頃	規則の公布及び指針の告示
令和7年2～3月	事業者への説明会の開催
4月	新たな計画書制度の運用開始
令和8年度	新たな計画書制度における実績評価の開始

1 温室効果ガス排出量の削減に係る評価基準（案）等

(1) 温室効果ガス排出量の削減に係る評価基準（案） （単年度）

	産業部門	業務部門	運輸部門
評価基準	▲ 4.8%	▲ 6.7%	▲ 1.2%

※ 「直近の温室効果ガス排出量削減率」、「過去からの温室効果ガス排出量削減率」及び「高い削減目標の設定」に係る各評価基準は、この表に掲げる数値（単年度）を基に年数を加味して算出する。

(2) 温室効果ガス排出量の削減に係る各項目の配点内訳（案）

項目		満点	配点の内訳
直近の温室効果ガス 排出量削減率	基礎	5点	部門別の評価基準への到達度に応じて配点 (0点～5点)
	調整後	5点	
過去からの温室効果 ガス排出量削減率	基礎	5点	
	調整後	5点	
高い削減目標の設定	基礎	1点	部門別の評価基準への達成の有無に応じて 配点(0点・1点)
	調整後	1点	

2 省エネルギー対策に係る評価基準（案） （単年度）

	産業部門	業務部門	運輸部門
エネルギー消費原単位の改善率	▲ 1%		

3 再生可能エネルギーの利用・導入等に係る評価基準（案）

(1) 使用電力の再生可能エネルギー電源比率に係る評価基準（案）

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
使用電力量に占める 再生可能エネルギー 等の割合	28%	30%	32%	34%	36%	38%

(2) 電気自動車及び燃料電池自動車の導入に係る評価基準（案）

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
乗用車における電気自動車及び燃料電池自動車の導入割合	6%	8%	10%	12%	14%	16%
バス・貨物自動車における電気自動車及び燃料電池自動車の導入状況	1台以上所有					

4 中長期的な温室効果ガスの排出削減に向けた取組に係る評価基準（案）

	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
2050 年までの脱炭素化の表明	取組の実施					
2050 年までの脱炭素化を前提とした中長期計画の策定等	取組の実施					
SBT 等イニシアティブに関する取組	取組の実施					
サプライチェーン全体での削減の取組	取組の実施					

5 総合評価の判定基準（案）

温室効果ガス排出量の削減の到達度	その他評価項目（2～4）の達成状況	最終評価
14 点以上	全項目達成	S
	それ以外	A
3 点以上 13 点以下	全項目達成	
	1 項目以上達成（上記の場合を除く。）	
	全項目非達成	C
2 点以下	全項目達成	
	それ以外	